

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度  
誓 約 書

- 本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という。）及び誓約書裏面に記載されている交付に係る付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得する持家であることを誓約します。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みをします。
- 申込者をはじめ申込世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、並びにこの利子補給の受給が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないことを誓約します。また、暴力団排除のため、必要に応じて大阪市が申込者をはじめ申込世帯の世帯員の個人情報情報を警察に照会又は提供することに同意します。
- 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給登録者としての登録や利子補給認定者としての認定を取り消されても異議ありません。また、既に受給した利子補給金がある場合は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- 万一、記載事項に偽りがある場合など、要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不正に受給した利子補給金は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- 資格審査に係る納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税の課税・納税資料を利用することに同意します。なお、納税状況の確認などができない場合は、必要に応じて納税証明書を提出します。
- 本制度に基づく利子補給を受けるに際し、申込者をはじめ申込世帯の世帯員（15歳以上）の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- 利子補給金の交付に係る資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- 要綱を適正に実施するため、必要な事項について報告及び実地調査を求められた場合は、誠実に対応します。

大阪市長 様

年 月 日

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。

- (1) 元金据置期間
- (2) 申込日より前に返済を行った期間
- (3) 認定対象融資(要綱第4条第1号の規定による。以下同じ。)を借り換えた年の1月以降の期間
- (4) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅した年の1月以降の期間
- (5) 返済を行わなかった期間
- (6) 要綱第11条第1項に規定する指定日(要綱第2条第13号の規定による。以下同じ。)を超えて融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の期間
- (7) 要綱第12条に規定する指定日を超えて交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
- (8) 認定者(要綱第2条第12号の規定による。以下同じ。)から配偶者(要綱第2条第4号の規定による。以下同じ。)に認定対象融資に係る債務を引き継ぎ、認定者としての地位が承継される場合において、債務引継完了報告書等の債務引継関係書類が未提出の期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、大阪市長(以下「市長」という。)に報告しなければならぬ。

(9) 子育て世帯(要綱第2条第6号の規定による。以下同じ。)においては、認定者又はこの制度の適用対象となっている子どもが対象住宅(要綱第3条の規定による。以下同じ。)に居住しなくなった後の期間。ただし、認定者が当該子どもを監護している関係が継続している場合又は認定者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ配偶者が当該子どもを監護している関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。

- ア 当該子どもが、進学、療養等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、認定者又は配偶者が対象住宅に継続して居住している期間
- イ 認定者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、当該子どもが対象住宅に継続して居住している期間
- ウ 認定者、当該子ども及び配偶者が、ア又はイに掲げるやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間

(10) 新婚世帯(要綱第2条第5号の規定による。以下同じ。)においては、次に掲げる期間

- ア 離婚(事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合又はパートナーシップ関係が解消された場合を含む。以下同じ。)後の期間
- イ 認定者又は配偶者が死亡した後の期間
- ウ 認定者又は配偶者が対象住宅に居住しなくなった後の期間

ただし、認定者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる。

- (ア) 認定者又は配偶者の一方が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、残る一方が対象住宅に継続して居住している期間
- (イ) 認定者及び配偶者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、いずれかが対象住宅に居住を再開した後の期間

(11) 認定者が大阪市内(以下「市内」という。)に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった年の1月以降の期間。ただし、指定日までに滞納が解消された場合は、この限りでない。

(12) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡した後の期間。なお、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が認定者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合においては、第8号に規定する期間

2 認定者は、次の各号に該当する場合は、直ちに要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に報告しなければならぬ。

- (1) 認定対象融資について、借換え又は全部若しくは一部の繰上返済を行ったとき
- (2) 融資借入金の返済を行わなかったとき

(3) 認定対象融資に係る債務を認定者から配偶者に引き継ごうとするとき、及び当該債務の引継ぎを完了したとき

(4) 対象住宅の世帯において、子どもの出生、養子縁組、離婚若しくは世帯員の転出入若しくは死亡があったとき、又は対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき

3 認定者は、上記2に該当する場合以外に、申込内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、速やかに市長に変更届出書を提出しなければならぬ。

4 市長は、次の各号に該当する場合は、登録者(要綱第2条第11号による。以下同じ。)としての登録又は認定者としての認定を取り消す。

- (1) 認定対象融資を借り換えたとき
- (2) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅したとき
- (3) 融資借入金の返済を6か月間以上行わなかったとき
- (4) 登録者又は認定者が死亡したとき。ただし、認定者については、子育て世帯(申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む。)において、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。

(5) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1か月以上怠ったとき

(6) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告を指定日から1か月以上怠ったとき

(7) 正当な理由なく、要綱第12条に規定する請求を指定日から1か月以上怠ったとき

(8) 登録者又は認定者が市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになり、指定日までに解消されなかったとき

(9) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき

(10) 申込世帯(要綱第2条第10号の規定による。)の世帯員が要綱第6条第1項第8号から第10号までに規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき

(11) 新婚世帯においては、次に掲げる場合。ただし、当該時点で子育て世帯に該当する場合には、それ以降、子育て世帯として取り扱う。

- ア 離婚したとき
- イ 登録者若しくは認定者又は配偶者が死亡したとき

(12) 子育て世帯においては、次に掲げる場合。ただし、申込時点で新婚世帯に該当していた場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う。

- ア この制度の適用対象となっている子どもが死亡したとき
- イ 当該子どもと登録者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
- ウ 当該子どもと認定者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき

エ 登録者又は認定者とその配偶者が離婚し、当該子どもと登録者又は認定者が対象住宅において同居しなくなったとき。ただし、離婚に伴い対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。

(13) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで並びに第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項の規定に適合しないことが判明したとき

(14) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき

(15) その他要綱の規定に違反したとき

5 市長は、上記4に該当する場合は、要綱第15条の規定に基づき、既に交付した利子補給金の返還を求める。

6 その他、要綱に定めるもののほか、大阪市補助金等交付規則その他関係法令に従わなければならない。